



吉野ヶ里町文化体育館

ご出店者マニュアル

出店について

出店要件

- 開催趣旨に賛同できる事業者様
- 期間中の出店料は**1日3,000円（税込）**とします。出店料につきましては、出店者前にご入金ください。

飲食物販売出店条件

- 食品衛生責任者がいる事業者様。（飲食店営業の店舗）
- 保健所等必要関係機関への申請は、ご出店者様をお願いします。（営業許可写しを提出）
- 保健所が許可した商品のみを販売してください。
- 実演販売、試食販売については、保健所、消防署の指導を受け、綿密に相談をし、調理及び提供方法が認められた商品提供をお願いします。
※屋外で調理を行い食品を提供するには、保健所から**「仮設営業許可」**を取得する必要があります。
また調理をせず、販売するだけでも許可が必要な商品があります。
- 養生については、飲食物販売では地面の汚れや焦げ付き、油汚れ等を防止するため、ブルーシート等で完全な養生をお願いします。
- 保健所へ許可取得のための「申請」および「申請手数料」は各自でご対応ご負担ください。
- 商品搬入出、商品陳列及び販売は、各自でご対応ください。
- ブース範囲内でくれぐれも通行等の妨げにならないようご留意の上、ご出店ください。

決済方法等

- 本イベントは各店舗様毎での決済になります。釣銭のご準備をお願いします。
- 各店舗様毎でクレジットカード等のキャッシュレスでの決済・販売も可能です。

契約事項の厳守について

- 本イベントの開催に際して、主催者との間で締結する同意書、注意事項等、その他関係諸法令について、出店者として誠実に遵守願います。
- 出店者は、主催者が定める一連の出店要項について、これを厳守することに同意するものとし、出店者は主催者の定める全ての規定の実行に協力するものとします。本要項に定めのない事項については、主催者と出店者の協議の下、お互いに誠意をもって対応するものとします。

免責事項

- 各自備品の紛失・破損等がありましても責任を負いかねますので予めご了承ください。
- 出店者の調理の不注意により、食中毒が発生した場合や建造物及び自己ブースの床等を汚した場合の対処は、出店者の持つ賠償保険での対応をお願いします。
- 会場内での事故については、主催者の故意または重大な過失に基づく事故を除いて、主催者は一切の責任を負いません。また、天災などでやむを得ずイベント中止となる場合も、主催者は責任を負いませんので予めご了承ください。
- 荒天等により中止と判断する場合は、各開催当日7:00頃に主催者よりご連絡します。（雨天決行）
- 出店者は、主催者が定める一連の出店要項について、これを厳守することに同意するものとし、出店者は主催者の定める全ての規定の実行に協力するものとします。本要項に定めのない事項については、主催者と出店者の協議の下、お互いに誠意をもって対応するものとします。

◇その他主催者が準備する物

・電源（申込書に記載したものに限る）※申請書に記入のないものは使用しないでください。

※申請書に記入のないものは使用しないでください。

※電源はありますが延長コードは持参ください。

※キッチンカーでの出店の場合は、発電機のご準備をお願い致します。

※指定管理者承認店舗のみ電源使用可

◇主催者が準備しない物

・冷凍・冷蔵ケースやガスボンベ等、販売及び美食に必要な什器設備、備品、テーブルクロス、釣銭等については、各自ご用意ください。

◇給排水について

・主催者の指示の下、ルールに沿って対応ください。

◇養生について

・飲食物販売では地面の汚れや焦げ付き、油汚れ等を防止するため、ブルーシート等で完全な養生をお願いします。

◇火器の取扱いについて

・当日は、消防の立入検査があります。

・火気（電気フライヤーも含む）を使用される全ての出店者は、消火器の設置をお願いします。

・また、テーブルの上に焼台を置き、調理される出店者には、焼台とテーブルの間に耐火ボードを置く事を義務とさせていただきます。※エアゾールタイプの消火器は不可といたします。

※消防への届け出は主催者から申請致します。

◇消火器設置対象器具の例

・液体燃料を使用する器具（灯油・ガソリンなど）：石油ストーブ、発電機など

・個体燃料を使用する器具（木炭・練炭など）：バーベキューコンロ、七輪など

・気体燃料を使用する器具（プロパンガスなど）：ガスコンロ、カセットコンロ、グリドル、たこ焼き器など

・火災の発生のおそれがある器具：火消しつぼなど

・電気を熱源とする器具：ホットプレート、オーブン、フライヤー、電子レンジ、調理器、電気蒸し器、綿菓子機、ポップコーン機、電子ストーブ

※ただし、以下の器具は対象外です

①湯沸かし用の器具：電気ポット、コーヒーメーカーなど

②調理を伴わない保温機能のみの器具：ドリンクウォーマー、保温器など

搬入出・駐車場について

◇搬入について

- 搬入可能車両

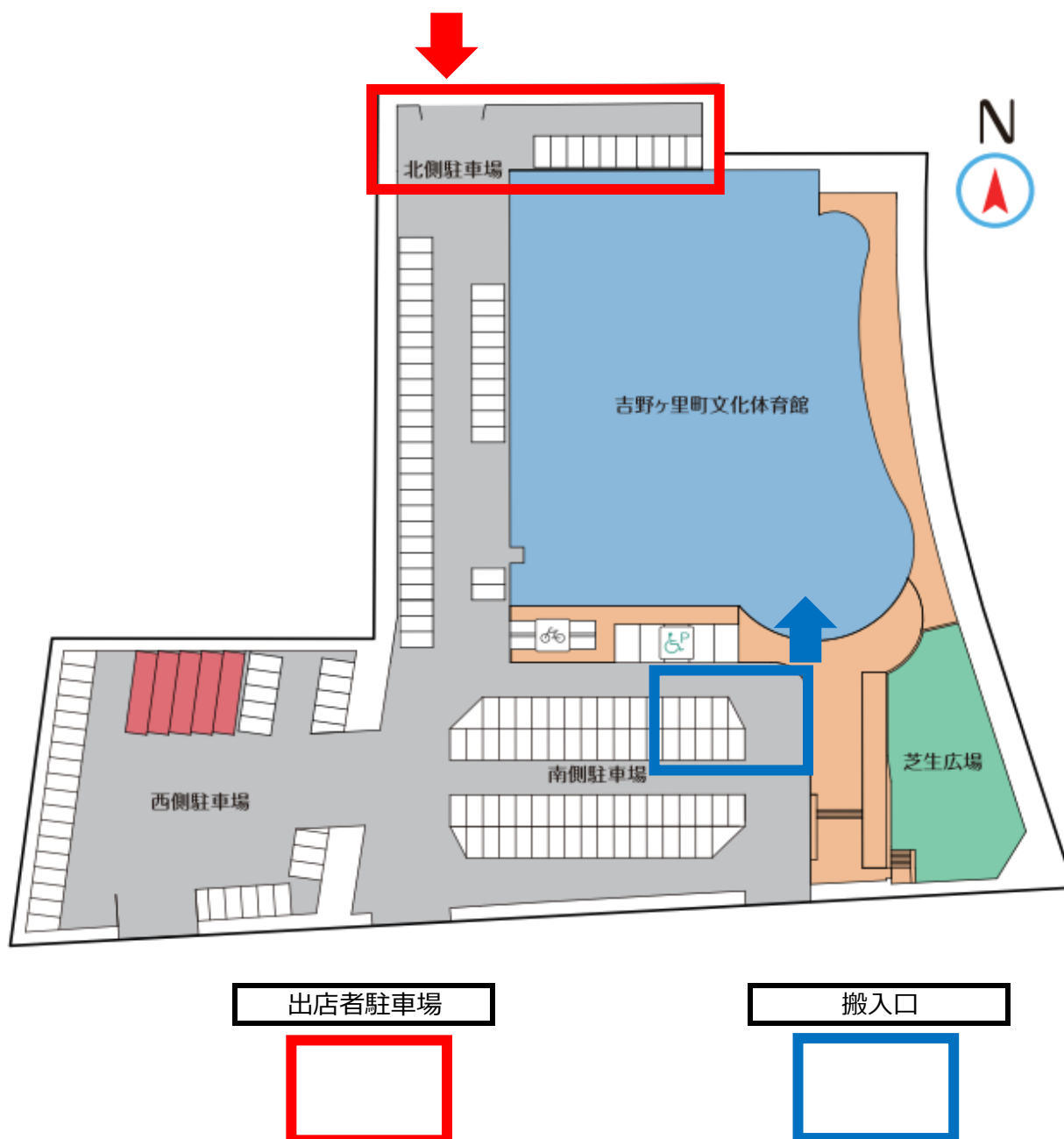
事前に出店申込書にて車両Noを提出し、駐車許可証の発行を受けた車両のみとなります。

- その他

皆さまが安全に走行、搬入・搬出ができるようにご協力をお願いいたします

◇駐車場について

- 搬入出の際は、下記の搬入ルート（北側駐車場入口）を使用してください。
- 各出店者の駐車につきましては、搬入が完了しましたら北側駐車場をご利用ください。
- 駐車場に止める車両には主催者が発行する『駐車許可証』を必ず外側から見える位置にご掲出ください。



その他注意事項について

1. 出店料に含まれていないもの

- ① 主催者施工によるものを除いて、出店者の行為に属する費用（出店物の搬入、搬出、展示、実演、撤去）等は、全て出店者の負担となります。
- ② 出店者ブースの装飾費、搬入・搬出運搬費
- ③ 出店物及び対人障害などの保険料
- ④ 出店者個々の運営にかかる経費
- ⑤ 会場設備・備品及び他社出店物の破損、紛失弁償費など

2.ブースの割り当て

- ① 主催者にてブースは決定いたします。
 - ② 出店者は割り当てられたブースの全部または一部を、有償・無償に関わらず第三者に譲渡、貸与することはできません。また、出店者相互間において交換することも出来ません。
 - ③ ブース決定後も重要な理由に基づく場合には、ブースの一部を変更することがあります。
- ※出店者は、この変更を理由に出店の取り消しや賠償請求など苦情の申し立てはできません。

3.出店物

出品する製品（以下「出店物」という）は、本イベントの趣旨に合致するものとします。主催者は、出店物がイベントの趣旨に合致するか否かを判断する権利を有します。

本イベントの趣旨に合致しない品目が出品された場合は、主催者判断にて即時撤去していただきます。出店者が撤去しない場合は、主催者が撤去し、出店者はこれに対して一切の異議・請求などはしない事とし、これに伴う費用が発生した場合には出店者へ請求します。

4.管理と免責

主催者は、会場全般の管理・保全について警備員を配置するなど事故防止に最善の注意を払いますが、あらゆる原因から生ずる出店物の損失または損害について、その責任を負いません。出店者は必要な予防措置を講じてください。

5.損害賠償

出店者は自己またはその代理店等の不注意等により生じた会場設備、会場内の建造物もしくは人身等に対する一切の損害について責任を負うものとします。

6.原状回復

出店者はイベント終了後、定められた搬出期間内に、ブース内造作物、出店物、その他一切の物件を撤去し、出店スペースを原状回復してください。出店者がこれを行わなかった場合、主催者は出店物その他一切の物件の所有を放棄されたものとみなし、処分します。また、主催者はこれに要した費用を出店者へ請求します。

8.出店の申込後のキャンセルについて

出店の申込後のキャンセルは原則出来ませんので予めご了承ください。

9.開催の中止

天災、事変、またはやむを得ない事由によりイベント中止となる場合も主催者は責任を負いませんので予めご了承ください。荒天等により中止と判断する場合は、各開催当日7:00頃に主催者よりご連絡します。（雨天決行）

10.規定の順守・その他

出店者は、主催者が定める一連の出店要項について、これを厳守することに同意するものとし、出店者は主催者の定める全ての規定の実行に協力するものとします。本要項に定めのない事項については、主催者と出店者の協議の下、お互いに誠意をもって対応するものとします。

◇出店チェックリスト

項目	主催者	指定 管理者
避難経路・点字ブロック・身障者駐車場の妨げになっていないか		
駐車場白線に重なっていないか		
営業許可写しが提出されているか（主催者が集約し指定管理者へ提出＊開催2週間前に提出）		
露店等の開設届出書の写しを提出		
地面の汚れや焦げ付き、油汚れを防止する段ボール＋ブルーシートの設置		
電源の貸出しは不可		
出店者設置完了後、主催者、指定管理者のWチェックを行います チェック時間（ ）		
出店者撤収後、主催者、指定管理者のWチェックを行います チェック時間（ ）		
ご入金はお店前をお願い致します		
申請書及び同意書のご提出をお願いいたします（主催者一括申請をお願いします）		